

00676

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## 目次

- ◇規則 鳥取県繭鑑定規則
- ◇訓令 鳥取県工業試験場処分規程の一部改正
- ◇告示 簡易乾繭栽培種共同飼育施設補助金交付規程の一部改正
- 蚕桑凍害対策施設補助金交付規程  
准看護婦養成所の指定
- 土地改良区から理事の氏名、住所の届出  
建築代理業者の登録
- ◇正誤 昭和二十八年五月一日鳥取県訓令第二十九号  
中訂正

## 規則

鳥取県繭鑑定規則をここに公布する。

昭和二十八年七月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事

鈴木

木

武

### 鳥取県規則第五十二号

#### 鳥取県繭鑑定規則

（この規則の目的）

第一条 鳥取県繭検定所において行う繭（屑繭を除く。以下同じ。）の鑑定に関しては、この規則の定めるところによる。

（鑑定の項目及び方法）

第二条 繭の鑑定は、繭検定規則（昭和二十六年農林省令第二十八号）第十三条の各項目につき同規則第十四条の規定に準じ鳥取県繭検定所長（以下「所長」といふ。）が行う。

2 前項の規定にかかわらず、所長は、申請に基き鑑定項目を増減して鑑定することができる。

（鑑定の申請）

第三条 繭の鑑定を申請しようとする者は、様式第一号の繭鑑定申請書に次の区分による鑑定供用繭を添え提出しなければならない。但し、所長の承認を受けた場

- 合は、鑑定供用藁の数量を減ずることができる。
- 一 生藁鑑定 一件につき 二・二五〇キログラム(六〇〇匁)
  - 二 乾藁鑑定 " " 〇・九〇〇キログラム(二四〇匁)

(鑑定供用藁の提出)

第四条 鑑定供用藁は、一件ごとに布製袋詰とし、申請者の住所、氏名及び荷口番記号を記載した標識を挿入して封印し、これに申請者の住所、氏名及び荷口番記号を記載した標識を結びつけたものでなければならぬ。

(鑑定成績書の交付)

第五条 所長は、藁を鑑定したときは、鑑定申請者に様式第二号の藁鑑定成績書を交付するものとする。

(鑑定供用藁の還付)

第六条 所長は、鑑定供用藁を鑑定のため繰糸して得た生糸(小ぶし鑑定料糸及び織度糸を除く。)及びその残藁(撰除藁及び藁層量歩合の調査に供用した藁を除く。)を鑑定申請者に還付するものとする。

く。)を鑑定申請者に還付するものとする。但し、天災その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の還付に要する費用は、還付を受ける者の負担とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取県藁鑑定規程(昭和十八年六月鳥取県令第四十三号)は廃止する。
- 3 鳥取県屑藁鑑定規程(昭和十八年六月鳥取県告示第三百五号)の一部を次のように改正する。
- 第四条及び第十四条を次のように改める。
- 第四条 鑑定へ売買両者ノ共同申請ニヨツテ行フ。
- 第十四条 藁検定所鑑定ヲ終ツタトキハ申請者ニ対シ第三号様式ニヨル鑑定証ヲ交付スル。

様式第一号 藁 鑑 定 申 請 書

番記号	産期別	乾藁	産品種名	百匁使用藁量	希望鑑定日	備考
		程度		約数		

上記の藁について鑑定を受けたいので供用藁を添え申請します。

昭和 年 月 日  
 申請者 住所 氏名 殿  
 鳥取県藁検定所長 殿

様式第二号

番記号	産期別	産品種名	鑑定成績書備考

昭和 年 月 日	鳥取県藁検定所長 殿

訓 令

鳥取県訓令第十八号

鳥取県工業試験場

鳥取県工業試験場処務規程(昭和二十六年九月鳥取県訓令甲第二十三号)の一部を次のように改正する。

昭和二十八年七月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

第一条を次のように改める。

第一条 鳥取県工業試験場の処務については別に定めるものの外この規程の定めるところによる。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除  
 第四条第一号、第二号及び第三号を削り第四号を第一号として以下順次繰り上げる。  
 第六条中「部長」を「係長又は主任」に改める。  
 附 則  
 この訓令は、公布の日から施行し、昭和二十八年五月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第三百二十三号  
 簡易乾繭兼稚蚕共同飼育施設補助金交付規程（昭和二十

様式二

事業 計画 画 書 (事業成績書)  
 (イ) 簡易乾繭兼用の場合

設置場所	設置坪数	設置費	補助金見込額(又は補助金額)	一回当り乾繭量(二合まで)	一蚕期当り飼育卵量(二合まで)	設備の概要	備考
同上所在地利用員数	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

七年七月鳥取県告示第三百三十七号)の一部を次のように改正する。  
 昭和二十八年七月二十一日  
 鳥取県知事職務代理者  
 鳥取県副知事 鈴木 武  
 題名を「稚蚕共同飼育施設補助金交付規程」に改める。  
 第一条中「簡易乾繭兼稚蚕共同飼育施設」の下に「又は電床式電熱保温装置施設」を加える。  
 第二条中「設置材料費」の下に「又は電熱装置費」を加える。  
 様式一中「簡易乾繭兼」を削る。  
 様式二を次のように改める。

注意 「設置の概要」欄には壁の材料、壁の厚さ及び熱源を記入すること。  
 (ロ) 電床式の場合

設置場所	設置坪数	設置費	補助金見込額(又は補助金額)	一蚕期当り飼育卵量(二合まで)	設備の概要	備考
同上所在地利用員数	同上	同上	同上	同上	同上	同上

注意 「設備の概要」欄には何窯連設等を記入すること。

様式四中「昭和 年度簡易乾繭兼」を「昭和 年度」に改め、「簡易乾繭兼稚蚕共同飼育施設」の下に「(又は電床式電熱保温装置施設)」を加える。  
 様式五中「昭和 年度簡易乾繭兼」を「昭和 年度」に改め、「簡易乾繭兼稚蚕共同飼育施設」の下に「(又は電床式電熱保温装置施設)」を加える。  
 様式六中「簡易乾繭兼」を削る。

鳥取県告示第三百二十四号

蚕桑凍霜害対策施設補助金交付規程を次のように定める。  
 昭和二十八年七月二十一日

鳥取県知事職務代理者  
 鳥取県副知事 鈴木 武

蚕桑凍霜害対策施設補助金交付規程

(この規程の目的)

第一条 知事は、蚕桑の凍霜害を被つた地帯に対し応急

対策を実施して、被害を最少限度にとどめ、且つ、夏秋蚕繭の増産を期するため、昭和二十八年年度の蚕桑凍霜害対策施設経費に対し、この規程により予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金を交付する施設)

第二条 補助金は、次に掲げる施設に要する経費に対し交付する。

一 桑樹勢回復施設

二 蚕種購入施設

三 凍霜害対策特別指導施設

四 蚕業技術員設置補助施設

(補助金の補助率)

第三条 補助金の補助率は、次のとおりとする。

一 桑樹勢回復施設

養蚕の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が桑の樹勢回復用肥料を購入する場合その肥料購入費の三分の二以内

二 蚕種購入施設

養蚕の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が蚕種を購入する場合その蚕種購入費の三分の二以内

三 凍霜害対策特別指導施設

養蚕の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会の設置する蚕業技術員の特別指導手当に對しその手当の二分の一以内

四 蚕業技術員設置補助施設

養蚕の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会の蚕業技術員設置費の財源不足に對し、災害による繭減収量一貫につき三十円以内

(補助金交付申請手続)

第四条 補助金の交付を受けようとするものは第二条の施設ごとに、申請書に別記様式による事業計画書及び收支予算書を添えて昭和二十八年八月十日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の書類の外必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金交付申請書及び記載事項の変更届)

第五条 前条の申請をしたものが、その書類に記載した事項に重要な変更を加えようとする場合は、すみやかに知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があつた場合、必要があると認めるときは、届出事項について変更を指示することができる。

(補助金の決算書)

第六条 補助金の交付を受けたものは、昭和二十九年五月十日までに別記様式による事業成績書及び收支決算書を知事に提出しなければならない。

様式

事業計画書 (事業成績書)

(桑樹勢回復施設の場合)

事業の実施概要

事業実施計画 (又は実施成績)

(補助金の返還)

第七条 補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該当するときは、知事は既に交付した補助金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

一 補助金を補助の目的以外に使用したとき  
二 その他事業につき不正行為があつたとき  
(書類の經由)

第八条 この規程により知事に提出する書類は、所轄蚕業指導所を経由しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

町村名	施用面積	施用肥料名	反当り 施用量	施用予定 (又は施肥)月日	事業費 金額	備考
-----	------	-------	------------	------------------	-----------	----

区 分		予 算 額 (又は決算額)		前 年 度 予 算 額 (又は決算額)		比 較		備 考
費	分	円	円	円	円	増	減	
支出の部								
	計							
	果費補助金							
	補助金							
	団体負担金							
収入の部								
	計							
収入の部 収支予算書 (収入決算書)								
	区 分	予 算 額 (又は決算額)	前 年 度 予 算 額 (又は決算額)	比 較	備 考			
	設置蚕業 技術員数	災害による財源 欠陥見込額(又は 欠陥額)	災害による上 減収見込量(又は 減収量)	夏秋蚕上繭増産 見込量(又は増 産量)	差引繭減収見込 量(又は減収量)	備 考		
	設置費用							
	人	円	円	円	円	備 考		

計		町 村 名 蚕 期		事 業 費		予 定 收 繭 額 (又は收購額)		備 考
計	1	1	1	1	1	1	1	
(蚕種購入施設の場合)								
(事業の実施概要)								
(事業の実績計画(又は実施成績))								
(凍霜害対策特別指導施設の場合)								
(蚕業技術員の行う指導概要)								
(事業)								
特別手当支給蚕業技術員								
担当町村氏名			特別手当支給見込額 (又は支給額)		備 考			
(蚕業技術員設置施設の場合)								
計	1	円	円	設置蚕業技術員総数		人		

計

鳥取県告示第三百二十五号  
保健婦、助産婦、看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十二條第二号の規定による准看護婦養成所を昭和二十八年七月一日次のように指定した。

昭和二十八年七月二十一日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武
厚生病院准看護学院
位置 鳥取県東伯郡倉吉町越殿町字西大流一四一五番地ノ三
設置者 鳥取県厚生農業協同組合連合会

鳥取県告示第三百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年七月二十一日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県副知事 鈴木 武

上山村庄田土地改良区

森田 専藏	東伯郡上山村大字羽田井
柴田 敏武	"
尾古 憲晴	"
尾古 宗義	"
森田 熊一	"
森田 勇	"
三朝村大瀬土地改良区	
岩本 正道	東伯郡三朝村大字大瀬
清水 文吉	"
松原 定一	"
松原 晴夫	"
田中 武保	"

山本米藏

鳥取県告示第三百二十七号

鳥取県建築代理業者名簿に次の者を昭和二十八年七月十日登録した。

昭和二十八年七月二十一日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

登録番号	登録年月日	本籍	氏名	業務管理者
284	昭和28.7.10	兵庫県神戸市兵庫区神田町一六	文谷 建築事務	二級建築士
285	"	鳥取市賀露町西浜区三ノ三三三号	文谷 瀧	文谷 瀧
"	"	鳥取市大枝五〇	鳥取建築研究	二級建築士
"	"	鳥取市馬場町二八番地	二級建築士事務所 上村 一	上村 一

正 誤

昭和二十八年五月一日鳥取県訓令第二十九号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

頁	段	行	誤	正
一四	下	一一	鳥取県訓令第二十九号	鳥取県訓令第第八号

